

法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23、国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10、国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19、国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2、国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、国令1の2】
8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。